

令和3年川南町教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年3月30日(火) 午前10時30分～午前11時15分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本 幹夫教育長、川添 健一教育長職務代理者、
富山 美津子委員、小嶋 久美子委員、黒木 実委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 関係職員 肝付正籍教育対策監、押川明雄課長補佐兼生涯学習係長、
林義光学校教育係長、三原康宏文化スポーツ係長
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和3年川南町教育委員会第3回定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配布のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより小嶋久美子委員を指名します。

○小嶋委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容にご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。3月1日に行政経営会議が行われました。2日が山茶花ふれあい学園の閉講式。3日が町校長会とサンA文化ホール運営委員会及び町立図書館協議会が行われました。4日異動内申書押印日、社会教育委員会及び町教育研究所の閉所式でした。5日町議会の3月定例会が開会。9日と10日には、一般質問が行われました。11日と15日には、本会議が行われました。16日中学校の卒業式でした。17日は一般職員異動内示。18日教職員関係用務がございました。19日管理職異動内示。22日議会が閉会されました。25日が小学校卒業式。26日小中学校修了式。本日であります30日は、管理職転任等辞令交付式、教育委員会定例会、町教職員送別式を予定しております。次に、今後の予定を申し上げます。4月1日辞令交付式、初期研修、町着任式、町校長会、反射たすき等の寄贈式が予定されております。6日から春の交通安全運動が15日まで行われます。7日川南町交通安全の集い。9日中学校入学式。12日小学校入学式。14日に町校長会を予定しております。23日が市町村教育長連絡協議会です。29日スポーツ少年団入団式。30日行政経営会議。なお、町教頭会が入る予定です。次に課長補佐をお願いします。

○課長補佐

2ページをご覧ください。4月1日付け教育課関係の人事異動表でございます。ご覧のとおり、教育課から退職者含め6人が異動いたします。その後任につきましては、お手元の資料のとおりであります。なお、資料の一番下の米印に明記しましたとおり、令和3年度から新たに県派遣の指導主事が配置されます。私からは以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

失礼します。まず、児童生徒の状況についてです。

児童生徒数は、3月1日現在で1,336名です。児童生徒の生命に関する事故や問題等については報告されておられません。フロンティアルームについては、年度末までに中学3年の女子生徒が1名学校復帰し、卒業式への参加もでき無事に高校通信制課程に合格しております。また、小学生の1名についても改善傾向が見られております。なお、他の通室生については、4月から復帰してほしいという思いはありますが、難しい状況です。春季休業中、年度当初における学校からのアプローチをお願いしているところがあります。月例報告における不登校数及びいじめの認知件数については、示しているとおりです。次に教職員の状況については、3月に速度超過及び座席ベルト着用義務違反の2件が報告され厳重注意を行っております。令和2年度は交通事故5件、交通違反3件でありました。4月1日の校長会で改めてコンプライアンスの遵守についてお願いしたいと考えております。これまでの行事については資料をご覧ください。今後の行事ですが、4月1日に着任式が行われますので、出席の方をよろしくお願いいたします。また、4月9日、4月12日の小中学校入学式もどうぞよろしくお願いいたします。なお、教育委員会あいさつについてお渡ししておりますので、ご一読いただければと思います。その他につきましては、学校へのお願いということで、令和3年度ふるさと川南の教育の確実な推進についてお願いしました。また、本年度の学習のまとめと次年度学力テストへ向けての取組について、特にWeb評価支援システムを活用した「学びの確認」を確実に実施していただくようお願いしたところでもあります。不登校傾向及び不登校児童生徒への配慮ということで、春季休業における家庭との連絡等、積極的な関わりについてお願いしております。コンプライアンスの徹底についてもお願いしました。令和3年度「学校の姿」については、4ページをご覧ください。令和3年度の各学校の状況について示しておりますが、本年度の新規採用職員は4名で、川南小に2名、東小に1名、唐瀬原中に1名が配置されております。スクールカウンセラーについては、本年度も両中学校へ配置されますが、いずれも新規の配置となり、唐瀬原中学校に高野カウンセラーが、国光原中学校に神垣カウンセラーへと変更となっております。なお、高野カウンセラーにつきましては、以前にも本町での勤務経験があります。学校訪問関係では、本年度の訪問を全て中止とした関係で、次年度へスライドする形で実施し、唐瀬原中学校区4校が視察訪問、国光原中学校区3校が支援訪問となっております。また、時期が参りましたらご案内差し上げます。なお、重点支援訪問校については、通山小学校を指定しておりますので、年間3回の継続支援で先生方の授業力向上及び児童の学力向上が期待されます。なお、学校の負担過重を考慮し、支援訪問と重点支援訪問を兼ね

ることができないか検討していきたいと考えております。その他、詳細につきましては後ほどご覧ください。また、大変遅くなりましたが、令和3年度の年間行計画をお配りしておりますのでご活用いただければと思います。私からは以上です。

○教育長

これから報告事項に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました学校県費負担職員の異動内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第1号は、令和3年4月1日付けの教職員の人事異動に係る異動内申です。既に教育委員の皆様には、3月16日にお目通しをさせていただいているものです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は举手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第2号は、全小中学校において勤務していただく19名の臨時的任用職員と、川南小学校、東小学校及び国光原中学校各1名ずつ、合計3名の会計年度任用職員の内申です。19名の臨時的任用職員の補充期間はそれぞれ令和3年4月1日から9月30日までです。なお、3名の会計年度任用職員の補充期間はそれぞれ、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。従って、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第6、議案第1号「辞令発令について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第1号について、その提案理由を申し上げます。この議案は3月31日付け及び4月1日付けの人事異動を発令するものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。従って、議案第1号「辞令発令について」は、原案のとおり、可決されました。日程第7、議案第2号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第2号について、その提案理由を申し上げます。この議案は、別紙のとおり、川南町通学区域規則第4条の規定に基づき申請のありました就学学校指定変更について、その承諾を求めるものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。

従って、議案第2号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり、可決されました。日程第8、議案第3号「令和3年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第3号について、その提案理由を申し上げます。

この議案は、学校管理規則第31条第3項の規定により令和3年度の学校医、学校歯

科医、学校薬剤師をそれぞれ委嘱するものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

学校医等の変更があったのでしょうか。

○林係長

変更がございました。具体的には、江上薬剤師の担当校が1か所増えます。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第3号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、「賛成」の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、議案第3号「令和3年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり、可決されました。日程第9、議案第4号「川南町生涯学習センター使用規則の一部を改正する規則について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第4号について、その提案理由を申し上げます。この議案は、これまで暴力団排除条項や個人情報の保護に関する規定がなく、また、申請書の様式においても使用しづらい点がありました。こうした課題を解消するために、条文等を見直す必要があることから、今回改正を行うものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、「賛成」の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、議案第4号「川南町生涯学習センター使用規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり、可決されました。日程第10、議案第5号「川南町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第5号について、その提案理由を申し上げます。この議案は、これまで施設使用許可事務において、許可書に押印する公印が存在せず、加えて、公印の印影をあらかじめ様式に印刷するための規定もありませんでした。こうした課題を解消するため、当該条文等を見直す必要があることから、今回改正を行うものです。よろしく御審議の上、

御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、「賛成」の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、議案第5号「川南町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり、可決されました。日程第11、議案第6号「川南町文化ホール管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第6号について、その提案理由を申し上げます。この議案は、これまでの申請書様式に、川南町暴力団排除条例や個人情報の保護に関する明文が無く、加えて法制上修正を要する箇所が見受けられました。こうした課題を解消すると同時に、様式も見直す必要があることから、今回の改正を行うものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、「賛成」の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、議案第6号「川南町文化ホール管理運営規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり、可決されました。日程第12、議案第7号「川南町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第7号について、その提案理由を申し上げます。この議案は、川南町社会教育委員条例第2条の規定により、川南町社会教育委員として委嘱するものです。期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第7号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、「賛成」の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、議案第7号「川南町社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり、可決されました。日程第13、議案第8号「川南町地域学校協働活動推進員の任命について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第8号について、その提案理由を申し上げます。この議案は、川南町地域学校協働活動推進員設置規則第4条により、明記しておりますお二人を川南町地域学校協働活動推進員として任命するものです。期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第8号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、「賛成」の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、議案第8号「川南町地域学校協働活動推進員の任命について」は、原案のとおり、可決されました。日程第14、議案第9号「川南町特定事業主行動計画について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第9号について、その提案理由を申し上げます。次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律では、地方公共団体を特定事業主と位置付け、それぞれの法律で特定事業主行動計画の策定が義務付けられています。今回、当該2つの法律が密接に関連するものであることから、川南町長、川南町農業委員会、川南町選挙管理委員会、川南町代表監査委員、川南町議会議長、川南町教育委員会の特定事業主行動計画を統合し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく川南町特定事業主行動計画として策定するものです。計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第9号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、「賛成」の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、議案第9号「川南町特定事業主行動計画について」は、原案のとおり、可決されました。日程第15、議案第10号「学校区域外就学申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長補佐

議案第10号について、その提案理由を申し上げます。この議案は、別紙のとおり、川南町学校区域外就学規則第2条の規定に基づき申請のありました学校区域外就学について、その承諾を求めるものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第10号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、「賛成」の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。従って、議案第10号「学校区域外就学申請の承諾について」は、原案のとおり、可決されました。日程第16、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○課長補佐

お手元の資料にありますとおり、区域外就学申請の承認を1件、指定校変更申請の承認を3件行っておりますことを報告いたします。

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、4月28日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、4月28日に決定しました。これで、令和3年、第3回川南町教育委員会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和3年4月28日

川南町教育委員会 教育長 坂本 幹夫

川南町教育委員会 教育委員 小嶋 久美子